

育児はみんなの協力で



※育児・介護休業法では、配偶者が専業主婦（夫）でも育児休業の取得が可能となっています。

男性も女性も子育てを楽しめる社会に

男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすことはとても大切なことです。しかし、現状では男性が育児休業を取ろうとすると、「職場での理解が得られない」「収入が減少する」などの課題もあり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、女性に比べ低い水準となっています。だれもが安心して働くために、労働時間等の見直し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりなどが求められています。

男だから、女だからと決めつけていませんか？

人には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習によりつくり上げられた「男性像」「女性像」があります。このように社会的につくられた性別を「ジェンダー」といいます。ジェンダーに基づく固定観念は、多様な個性をもつ人を、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と決めつけてしまい、個性や能力の発揮を妨げることもあります。

男性も女性も社会のあらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性や能力を発揮できる社会づくりが求められています。

女性への暴力を許さない

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振られる暴力を「ドメスティック・バイオレンス (DV)」といい、被害者の多くは女性です。身体的暴力のみならず、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的暴力なども含まれます。

これらの問題の解決をめざして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が2001年（平成13年）10月に施行され、被害者に対する公的な相談や支援体制の充実が図られています。

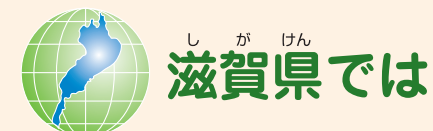
また、DVは、個人的な問題ととらえられがちであるため、発見や解決が遅れやすいうえに、パートナーから暴力を受けると、被害者の方が自分を責めてしまうケースが多く見受けられます。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会づくりに努めましょう。

DVやセクシュアルハラスメント以外にも女性に対する「性犯罪」や「売買春」、「ストーカー行為」などの暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、早急に対応する必要があります。

セクシュアルハラスメント

相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることを「セクシュアルハラスメント」といいます。

これは、職場や地域、学校など、上下関係や力関係があるところで起こりやすく、立場上拒否しにくいという現実があります。しかし、それが重大な人権侵害であることをすべての人が自覚し、被害に対して声を上げていくとともに、セクシュアルハラスメントを許さない社会をつくることが求められています。



男女がともに輝いて生きていくことができる社会の実現をめざして、2002年（平成14年）4月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるよう、県と県民、事業者のみなさんがそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（2007年（平成19年）2月策定、2020年（令和2年）3月最終改定）により、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ積極的な施策の展開を図っています。